

タカラサービス利用者情報管理規程

平成 17 年 8 月 1 日制定

有限会社 タカラサービス
代表取締役 内池 孝子

タカラサービス利用者情報管理規程を次のように制定する。

- 1 タカラサービスの通所介護サービス及び訪問介護サービス並びに居宅介護支援サービスを利用している利用者の個人情報の管理並びに利用者から介護サービスの記録を開示するよう求められた場合の手順について、定めるものとする。
- 2 利用者に関する業務上知りえた情報については、1 の各業務に従事する者は、個人情報保護法並びにタカラサービス個人情報保護方針を遵守し、適切に対応しなければならない。
- 3 行政庁に報告又は届け出するものにあつては、介護保険法及びそれに基づく省令、運用の範囲内で適切に対応するものとし、場合によっては、利用者の同意を得て行う。
- 4 1 の各事業所におけるサービスの提供を受ける利用者の書類については、常に部外に漏れることのないよう保管管理を徹底しなければならない。
保管管理の責任者は、当該事業所の管理者とする。
- 5 1 の各事業所の利用者又は家族から介護サービスの記録について情報の開示を求められたときは、管理者が担当者同席のうえ、対応する。
- 6 利用者から情報開示を求められたときは、様式 1 により、利用者又はその家族から様式 1 に定められた項目について、利用者又はその家族が記入の上、署名するものとする。
- 7 その他の取り扱いは、社内会議に諮り、決定する。